

第2章

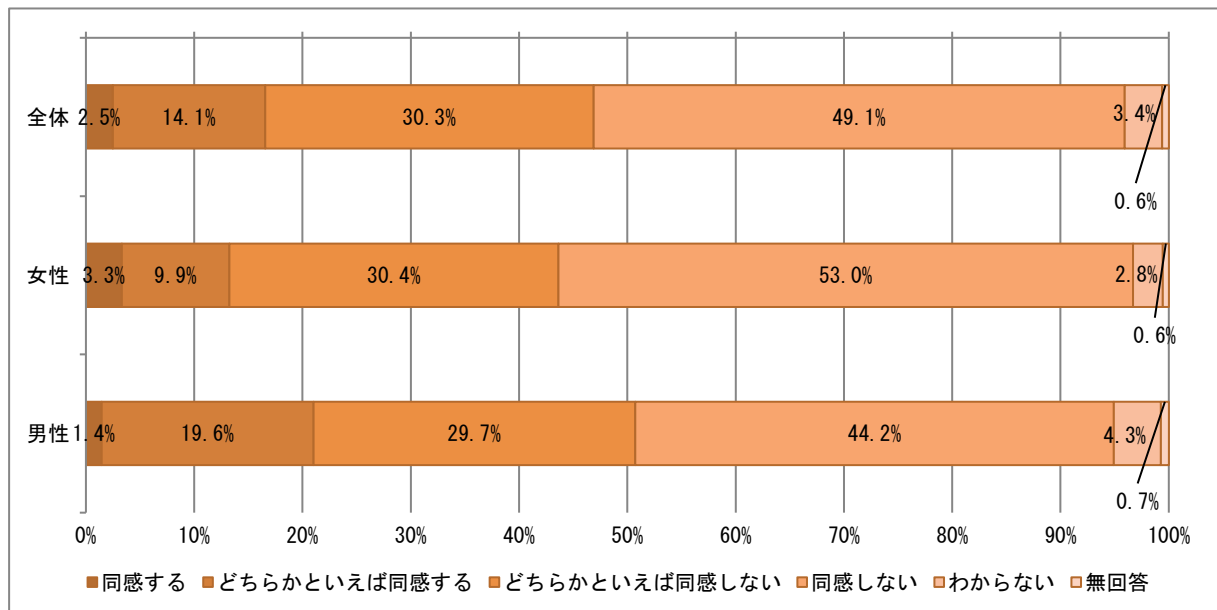
計画の内容

基本方針Ⅰ 男女相互の人権が尊重される意識づくり

【現状と課題】

男女共同参画社会を推進していくには、まず、互いの人権を尊重する意識の醸成が必要です。

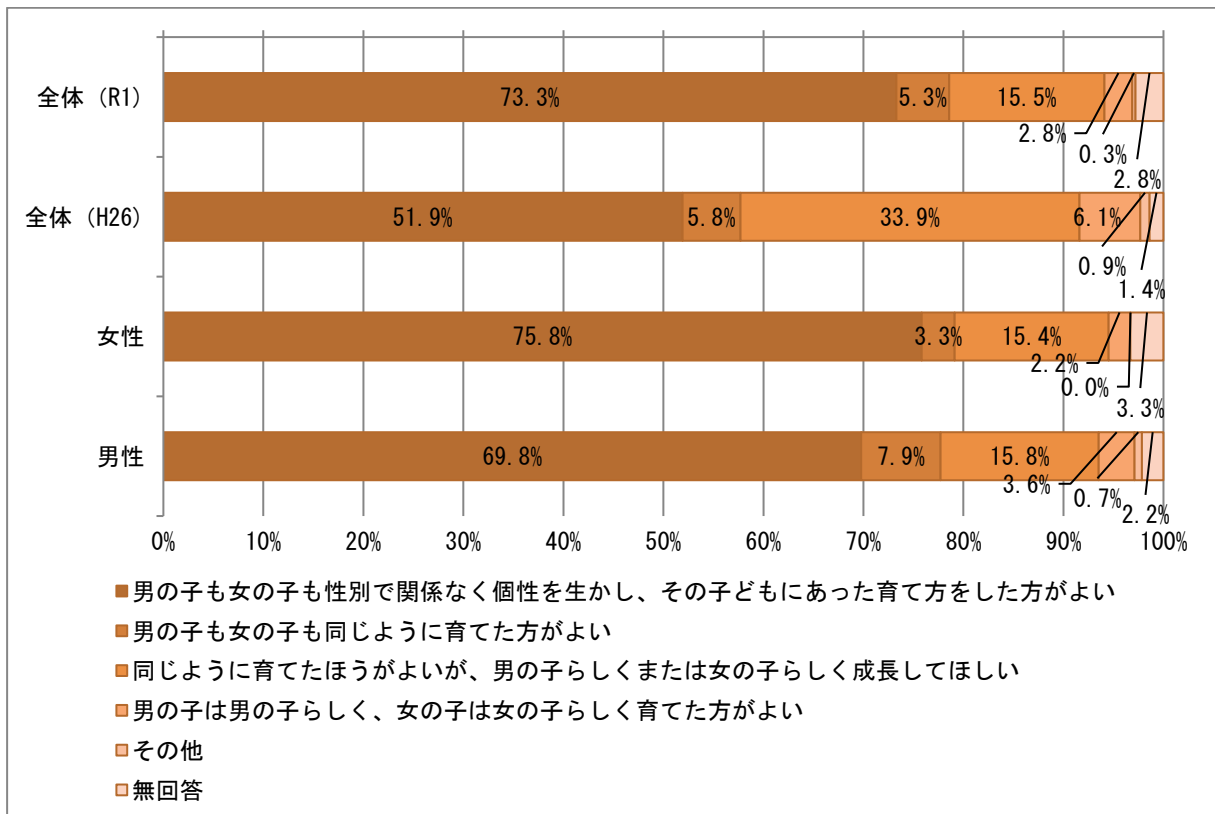
令和元（2019）年6月に実施した「水俣市男女共同参画のまちづくりに関する市民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」など性別によって役割を固定する考え方について尋ねた質問（図Ⅰ-1）では、「同感する」と「どちらかといえば同感する」を合わせた「肯定派」が16.6%、「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」を合わせた「否定派」が79.4%となっており、固定的性別役割分担意識に対する否定的な見方が浸透してきていることがわかります。



【図Ⅰ-1 「男は仕事、女は家庭」など性別によって役割を固定する考え方について】

（令和元（2019）年6月水俣市男女共同参画まちづくりに関する市民意識調査より）

子どもの育て方について尋ねた質問（図Ⅰ-2）では、「男の子も女の子も性別に関係なく個性を生かし、その子どもにあった育て方をした方がよい」という回答が前回調査^{*1}の51.9%から大幅に増加し、73.3%と最も高くなりました。「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てた方がよい」というジェンダー^{*2}（男らしさ、女らしさ）を意識した価値観は最も低く、2.8%となりました。



【図Ⅰ-2 「子どもの育て方」について】

（令和元（2019）年6月水俣市男女共同参画まちづくりに関する市民意識調査より）

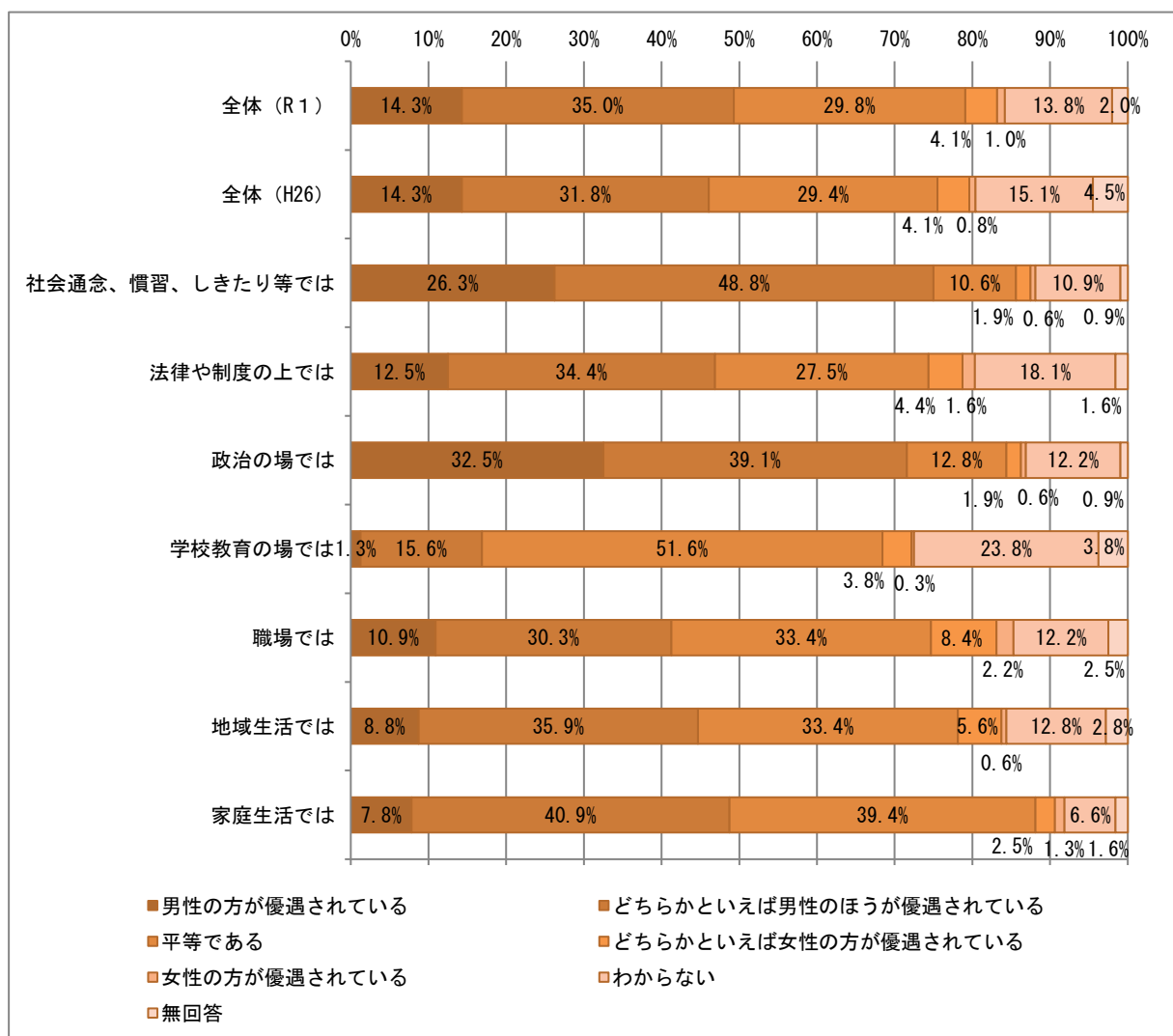
基本方針Ⅰ 男女相互の人権が尊重される意識づくり

※1 前回調査：男女共同参画社会に関する市民意識調査（平成26（2014）年5月実施）
 ※2 ジェンダー：社会的、文化的につくられた性別のこと。

このように、固定的性別役割分担意識についてはある程度、解消されてきていますが、個人の尊厳と人権が尊重されるために、今後も継続した啓発活動が必要です。

男女の平等感について尋ねた質問（図Ⅰ-3）では「社会通念・慣習・しきたり等」について「平等」と答えた割合が10.6%と最も低く、前回調査と比較しても、「男性優遇」「どちらかといえば男性優遇」の合計値が上昇しています。

社会通念・慣習・しきたり等の固定観念は、長年の積み重ねによって形成されたものであり、簡単には変えることはできません。この固定観念を解消していくには、家庭や地域、学校や職場等において様々な学習機会を提供し、考えを改める機会を創出していく必要があります。併せて、人格や価値観、人生観などが形成される幼少期から男女共同参画に係る教育を図ることで、性別にとらわれず、互いの人権を尊重し、多様な生き方を選択する意識づくりに取り組む必要があります。



【図Ⅰ-3 「男女の平等感」について】

(令和元(2019)年6月 水俣市男女共同参画まちづくりに関する市民意識調査より)

【施策の方向1】 意識づくりに向けた広報・啓発の推進

一人ひとりがあらゆる分野で、女性、男性の性別に関わらず自分らしく、多様な生き方を選択できるように男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりに努めます。

【施策の内容】

(1) 固定的な性別役割分担意識の解消のための啓発

具体的施策	取組内容	担当課
① 広報紙等での意識啓発	(ア) 広報紙や市ホームページ等による男女共同参画に関する情報の発信	企画課
② 男女共同参画週間(水俣パートナーシップウィーク)での意識啓発	(ア) 水俣市男女共同参画週間(水俣パートナーシップウィーク)において、啓発事業を実施	企画課
③ 市民意識の把握	(ア) 市民意識調査の実施 (イ) 事業所調査の実施	企画課 企画課

<成果の指標>

項目	現況(令和元年度)	目標(令和8年度)
男女の地位の平等感(全体的)について平等と思う人の割合	29.8% ^{※1}	36.0%

【市民・地域社会・事業者が取り組むこと】

- ジェンダーの視点について理解を深めるため、男女共同参画に関する情報を積極的に取り入れましょう。
- 性別による固定観念の押し付けをしていないか、日々の言動を見直しましょう。

<<用語説明等>>

※1 水俣市男女共同参画まちづくりに関する市民意識調査(令和元(2019)年6月)の結果による。

【施策の方向2】 男女共同参画を推進する教育の充実

性別に関わりなく、互いを認め尊重しあう心を育てるには、家庭、地域そして学校等の果たす役割は大きいものがあります。

家庭、地域、学校等における男女共同参画への理解・促進を行うための教育、学習を推進します。

【施策の内容】

(1) 家庭・地域における男女共同参画を推進する教育の実施

具体的施策	取組内容	担当課
①市民を対象とした研修、講座等の実施	(ア)男女共同参画に係る研修、出前講座、講演会等の実施	企画課、生涯学習課
②男女共同参画に関する図書の実施	(ア)男女共同参画に係る図書の充実 (イ)男女共同参画関連図書の臨時特設コーナーの設置	生涯学習課 生涯学習課

(2) 学校における男女共同参画を推進する教育の実施

具体的施策	取組内容	担当課
①学校での男女平等教育の推進	(ア)小中学校への男女共同参画を推進する教育内容の検討、実施 (イ)男女共同参画に係る情報発信 (ウ)男女混合名簿による出席簿の作成の実施	教育総務課 教育総務課 教育総務課
②教職員への男女平等教育の推進	(ア)男女共同参画に係る情報発信	教育総務課

<成果の指標>

項目	現況（平成30年度）	目標（令和8年度）
研修、出前講座、講演会等に参加した後で「何か行動しようと思った人の割合」	97.5%	100%
研修、出前講座、講演会等の実施回数	1回/年	3回/年
男女共同参画に係る書籍の充実	124冊	190冊
男女混合名簿による出席簿を作成している学校数	9校/11校	11校/11校

【市民・地域社会・事業者が取り組むこと】

○ 男女共同参画に関する研修等に積極的に参加し、男女共同参画について正しく理解しましょう。